



長野県報

7月9日(月)
平成24年
(2012年)
第2384号

目 次

条 例

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（県民協働・NPO課）	2
-------------------------------------	---

規 則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則（県民協働・NPO課）	2
特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	2

告 示

生活保護法に基づく介護機関の指定（地域福祉課）	3
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の事業所の名称の変更の届出（地域福祉課）	6
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	6
クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定（食品・生活衛生課）	7
保安林予定森林にする旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	7
保安林の指定の通知の掲示（6件）（森林づくり推進課）	8
公共測量の実施（建設政策課）	10

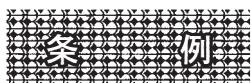
公 告

特定調達契約に係る一般競争入札（情報統計課情報システム推進室）	10
特定非営利活動法人の設立の認証申請（3件）（県民協働・NPO課）	11
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（10件）（県民協働・NPO課）	12
特定調達契約に係る一般競争入札（財産活用課）	14
平成25年度長野県須坂看護専門学校学生の募集（医療推進課）	15
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出の取下書の提出（経営支援課）	16
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	17
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	17
土地改良区連合役員の就退任の届出（農地整備課）	17
特定調達契約に係る一般競争入札（生活排水課）	18
一般競争入札（道路管理課）	19
特定調達契約に係る一般競争入札（生活排水課）	19
一般競争入札（7件）（高校教育課）	21

本号で公布された条例のあらまし

◇ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正により外国人住民が住民基本台帳法の適用対象とされたことに伴い、不要となる特定非営利活動法人の設立認証申請書の添付書類に関する規定の整理を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。



特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を
ここに公布します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第46号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年長野県条例第30号）の
一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県民協働・NPO課

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここ
に公布します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第32号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和44年長野県規則第9号）の一部
を次のように改正する。

附則第2項第1号中「同法第28条第2項の規定により読み替えて
適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項
の規定による警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長
指示があるまでの間における当該区域と同一の」を「帰還困難区域
に設定することとされた」に改め、同項第2号中「居住者等が避難
のための立退き若しくは計画的な立退きを行うこととされた区域又
は当該本部長指示があるまでの間における当該本部長指示により避
難のための計画的な立退きを行うこととされた区域と同一の」
を「居住制限区域に設定することとされた」に改める。

附則第3項第1号を削り、同項第2号中「もの（前号に掲げるも
のを除く。）1万円」を「もの 6,600円」に改め、同号を同項第
1号とし、同項第3号中「2,000円」を「1,330円」に改め、同号を
同項第2号とし、同項第4号中「5,000円」を「3,300円」に改め、
同号を同項第3号とし、同項第5号中「1,000円」を「660円」に改
め、同号を同項第4号とする。

附則第5項中「、第2号又は第4号」を「又は第3号」に改める。

附 則

（施行期日）

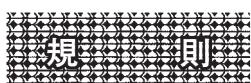
1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県
条例第6号）附則第9項の規定による特殊現場作業手当の支給対
象となる作業は、この規則による改正後の特殊勤務手当に関する
規則（以下「改正後の規則」という。）附則第2項各号に掲げる
もののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 改正後の規則附則第2項第1号の本部長指示（以下この項に
おいて「本部長指示」という。）により、原子力災害対策特別
措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み
替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
第63条第1項の規定による警戒区域に設定することとされた区
域において行う作業（改正後の規則附則第2項各号に掲げるも
の及び本部長指示により避難指示解除準備区域に設定すること
とされた区域において行うものを除く。）

(2) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難
のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う
作業（改正後の規則附則第2項各号及び前号に掲げるもの並び
に本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとさ



特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正
する規則をここに公布します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第31号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正
する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年長野県規則第
36号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第2条第2項第3号」を「第2条第2項第2号」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県民協働・NPO課